

令和8年度 第2回山北町農業委員会総会 会議録					
召集年月日	令和8年5月25日(月)				
召集場所	山北町役場401会議室				
開・閉会日時	開会	令和8年5月25日 午後1時30分			
	閉会	令和8年5月25日 午後2時30分			
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	磯崎 加代子	○		
	2番	瀬戸 雅弘	○		
	3番	瀬戸 由紀子	○		
	4番	細谷 晋之	○		
	5番	室伏 正裕	○		
	6番	田淵 康男	○		
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○		
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○		
	推進委員 岸地区	石田 文也	○		
	推進委員 共和地区	和田 一良	○		
	推進委員 清水地区	池田 和則	○		
	会議録署名委員	1番	磯崎加代子	2番	瀬戸雅弘
出席した事務局	事務局長	事務局員	中村、山崎		
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

山北町農業委員会第2回総会会議録

令和8年5月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは議案について事務局から説明願います。

事務局 : 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画について説明させていただきます。1ページをご覧ください。申請地は■■■■■■■■■■になります。貸出人は■■■■■■■■■■で借受人は■■■■■■■■■■になります。借用する農地■■■■■■■■■■になります。■■■■■■■■■■は■■■■■■■■■■の農家であり、■■■■■■■■■■でハーブ等を育てています。今回なぜ山北町で行うかという標高が高いところで農地を探していたところ山北町を見つけたそうです。所有している農地は■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■に認定されています。利用期間は6年間とし、■■■■■■■■■■となっています。2ページから10ページまでは農業会議に提出する資料となります。11ページは全部証明書になります。12、13ページは位置図になります。14、15ページは公図の写真方向図と写真になります。写真は高杉推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 現地を確認し高杉推進委員から何かありますか。

高杉推進委員 : 対象地は開けている場所になり、日当たりもよいので耕作をするうえで特段問題ないと思う。獣除けもありしっかりした印象であり、耕作放棄地という印象はない場所でした。ただ、■■■■■■■■■■通うのは少し心配な点でもある。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸委員 : 鳥獣被害については大丈夫であるか。

事務局 : 被害防止柵がすでに設置されており、一部を修繕すれば問題ないと思われる。また■■■■■■■■■■には獣はよく出没することは報告しています。

室伏委員 : 水の確保はできているのか。

事務局 : ■■■■■■■■■■水道がありませんので、地区水を使用することになりますので、その旨は伝えてあります。また申請地まで水をもって来れない場合には雨水等に対応するとのこと。

室伏委員 : 水はそこまで必要ないのか。

事務局 : ハーブ類は水がそこまで必要ではない印象にあります。

議長 : ハーブは生命力が強いので問題ないと思う。

磯崎推進委員 : 農機具はどのようにするのか。また車で入ることができるのか。

事務局 : 農機具については持っているものを搬入して作業を行います。また車で出入りできる場所になっています。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙

手) によって議案第3号は承認されました。続きまして議案第4号について説明願います。

事務局 : 議案第4号農地法3条の規定による許可申請について説明します。
つづきまして3条申請の案件になります。16ページをご覧ください。申請地は■■■■となり■■■■になります。譲渡人は■■■■で譲受人は■■■■になります。■■■■で農業をしております。17ページをお開きください。許可を受けようとする土地の所在等の対価は■■■■となっています。19ページに譲受人の所有地ではありますが、■■■■は自己所有■■■■借りている農地■■■■になり、■■■■で田んぼ等をしてしています。20ページには対象地でみかんやイチジクを育てる予定となっています。また農業しているため、トラクターや耕運機等は所有しています。奥さんと2人で作業するとのこと。25ページから28ページまでが全部事項証明書になります。29、30ページが位置図になります。場所は山農道の近くになります。31ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : きれいに整備されてあった印象です。また広い■■■■の一部が隣地の樹木により日陰になっているので、近く伐採するとのこと。また入口も広く耕作しやすい印象です。

議長 : 何か意見はありますか。

磯崎推進委員 : ■■■■であるため、今後畑は問題なくやっていけるのだろうか。

事務局 : 本人にお会いした印象は特に問題なくやっていただけそうでした。現在もほかの農地で作業しているので問題ないと思います。

高杉推進委員 : 現在木が植わっているところはもしかするとみかんを植えるのは難しいかもしれませんが。また石田推進委員が言われた日陰の部分については木が大きいですが問題ないのか。

事務局 : 木自体を伐採するのではなく、日陰になっている部分を剪定すると聞いています。

室伏委員 : ■■■■なのか。

事務局 : ■■■■になっている。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) によって議案第4号は承認されました。続きまして議案第5号について説明願います。

事務局 : つづきまして34ページをご覧ください。申請地は■■■■になります。貸付人は■■■■で借受人は■■■■になります。借用する農地は■■■■になります。対象地は■■■■の田んぼの一角になります。■■■■は所有している農地はありません。■■■■は■■■■をしております。2の許可を受けようとする土地の所在等対象地の■■■■となっています。先ほども少し触れましたが、■■■■は所有している農

地はありませんが、3年前くらいから対象地の手伝いをしており、今回申請している土地を借用し、一人でお米をつくるため申請をされました。そのため所有も借りている土地もありません。対象地ではお米を作るため、すでに農機具のトラクターと田植え機は所有しています。農業従事日数も150日は農作業に従事するそうです。また今後[]でも農地を取得したいとのこと。ページ飛びまして43ページは全部証明書になります。44、45ページは位置図になります。46、47ページは公図と写真方向図と写真になります。写真は池田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第5号は承認されました。続きまして議案第6号について説明願います。

事務局 : 農地地法5条の規定による許可申請について説明します。
48ページをご覧ください。申請地は[]になります。譲渡人は[]で譲受人は[]になります。移転する農地は[]になります。[]の住宅の裏の土地になります。転用する目的は敷地拡張になります。[]の敷地は狭く、敷地全体が建物となっているため、庭敷地といった日々の生活空間が不足している状態です。そのため自宅に隣接する申請地を住宅の敷地(庭)として一体的に利用することで、生活環境を改善し、安全かつ快適な居住空間を確保したいとのことでした。次の49ページをお開きください。工事計画は7月からとなっています。比較的平になっているため盛り土や切土は今回ありません。また500㎡も超えていないため、町の開発要綱にもかかりません。転用するにあたっては周辺の耕作に支障がないように遵守するとのことでした。50ページには全部証明書、52、53ページは位置図になります。54ページには転用計画図があります。こちらが農転後の図面になります。基本的には花壇等を設置する予定になっています。55、56ページは公図と写真方向図と写真になります。写真は磯崎推進委員に現地確認していただいた時のものになります。

また、その他案件の非農地証明について関連がありますので併せて説明させていただきます。57ページをご覧ください。こちら[]ですが[]ですが10年以上前から住宅の敷地として使用されています。61ページの公図をご覧ください。対象地を線で囲っている場所になります。今回、農地の所有権を移転するのに合わせて、この場所の地目も田から宅地し、所有権移転をする必要があるため非農地証明を発行します。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第5号は承認されました。

4 その他

議長 : 非農地証明については先ほど合わせて説明していただいたので特に問題なしでよろしいでしょうか。その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思いま

す。次回は6月25日13時30分からということでしょうか。

全員

: 異議なし。

議長

: では次回総会は、当日程ということですのでよろしくお願いします。

5 閉会

議長

: これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:30)

